「観光交流センター秀緑ホームページ　日本酒秀緑飲める店」掲載要項

■日本酒秀緑及び将門を飲める店として告知をしませんか。

　観光交流センター秀緑のホームページにて、日本酒秀緑、将門のご案内をしています。

　この度、新規の告知ページとして「日本酒秀緑飲める店」の準備を進めています。

　この機会に坂東のお米で醸したお酒を提供する店として、アピールしてみませんか。

１．掲載条件

・坂東市内に店舗があること。

・店舗にて日本酒秀緑及び将門が飲めること。

・反社会勢力の構成員、関係企業ではなく、また関与しないこと。

・食品衛生法はじめ、各種法令、条例、規則等を順守すること。

・いばらきアマビエちゃんを運用していること。

・注意事項等を守り、事務局の指示に従うこと。

２．掲載申し込み方法

・別紙「日本酒秀緑飲める店」掲載申込書に必要事項を記載の上、食品営業許可証の写しを添付し、下記連絡先に申し込んでください。

　連絡先

坂東市観光協会事務局（坂東市役所　産業経済部　商工観光課内）

住所　〒３０６－０６９２　茨城県坂東市岩井４３６５

ＴＥＬ　０２９７－２０－８６６６　　ＦＡＸ　０２９７－２０－８０２５　　e-mail syouko@city.bando.ibaraki.jp

３．掲載について

・掲載費用は無料です。

・申し込み後、掲載内容について確認をさせていただいたのち、掲載します。

　※申込内容によっては掲載をお断りする場合があります。

　※掲載順など掲載内容については、事務局で決めさせていただきます。

　※掲載期間は2022年3月までを予定しています。

４．注意事項等

・掲載内容に変更が生じた場合は、速やかに坂東市観光協会まで申し出てください。

・販売等に関する事案は店舗と利用者の当事者間で解決してください。坂東市観光協会は一切責任を負いません。

・本事業により店舗が負担した費用、発生した損害等について、坂東市観光協会に請求できません。各自でご負担ください。

・参加資格に偽りがあった場合、提出された参加申込書と実際の情報に相違があった場合は掲載を削除します。また、再度の掲示はできません。

・掲載について期間を変更する場合があります。

